

令和4年第4回 湧別町農業委員会総会議事録	
1. 会 期	令和4年4月22日(金) 13時30分 開会 14時05分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日 程 第 8	議案第5号 令和3年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日 程 第 9	議案第6号 令和4年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一		7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人		11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 羽田 雄一		6 佐藤 弘朗	10 中原 修
17 久保 拓也			
6. 事務局			
事務局長 宮本 則幸		主任 野村 亮太	

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和4年第4回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、24番 佐藤茂委員及び1番 児嶋委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和4年3月29日に開催されました令和4年第3回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>4月6日(水)、コミュニティーセンター1階大会議室において、農用地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、渡辺委員が出席しております。</p> <p>4月11日(月)、湧別町農協芭露支所におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに児嶋委員、長屋委員が出席しております。</p> <p>本日、令和4年第4回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p>
議 長	日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において4件提出されております。

<p>事務局</p>	<p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、遠軽町、●●●●さん、所有者、神戸市、●●●●さんです。土地の所在ですが、川西●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は2,416㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は中原委員、松橋委員、佐藤茂委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、遠軽町、●●●●さん、所有者、札幌市、●●●●さんです。土地の所在ですが、西芭露●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は2,833㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は児嶋委員、長屋委員、島田委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに北兵村三区、●●●●さんです。土地の所在ですが、北兵村三区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は4,292㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、姉崎委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者ともに錦町、●●●●さんです。土地の所在ですが、南兵村一区●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は464㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は小崎委員、渡辺委員、佐藤弘朗委員でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。</p> <p>別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、西芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、西芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は西芭露●●番●外計11筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は97,993㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間として集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年4月11日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料5・6ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、利用権の設定をした者、富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は44,899㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年2月28日から令和11年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年4月12日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会において1件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>番号1番。譲渡人が北兵村三区、●●●●さん。譲受人が北兵村三区、●●●●さんです。申請地の所在ですが、北兵村三区●●番●で面積は497㎡です。転用目的は、農家住宅建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は44,000千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料8ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の12ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が2件、賃借権が35件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、西芭露、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、西芭露●●番●で面積は514㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年4月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、15,000円でございます。</p> <p>(別冊資料9ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、西芭露、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、西芭露●●番●で面積は8,498㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年4月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年6月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、679,000円でございます。</p> <p>(別冊資料10ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の14ページをご覧ください。賃借権でございます番号1番、利用権の設定をする者は、東、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。利用権設定</p>

事務局

に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計6筆で合計面積は30,239.84㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は136,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内で面積は3,700㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年12月30日までの10年間となっております、賃貸価格は28,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●で面積は3,341㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年12月30日までの10年間となっております、賃貸価格は27,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計4筆で合計面積は44,899㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年12月30日までの10年間となっております、賃貸価格は224,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

この先は継続更新に係る案件の説明となります。番号5番、利用権の設定をする者は、栄町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、栄町●●番●で面積は24,552㎡であり、利用権設定等の種

事務局

類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は147,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、栄町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●外計11筆で合計面積は12,973㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は77,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は、南幌町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●で面積は23,761㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は142,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は、南幌町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●外計3筆で合計面積は19,779㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は118,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。番号9番、利用権の設定をする者は、江別市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は28,205㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております。

事務局

おり、賃貸価格は126,000円でございます。
(別冊資料19ページにより位置説明)

番号10番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計8筆で合計面積は23,781㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は67,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号11番、利用権の設定をする者は、江別市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計2筆で合計面積は24,709㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は111,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

番号12番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計3筆で合計面積は5,187㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は23,000円でございます。

(別冊資料26ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は8,555㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は29,000円でございます。

(別冊資料27ページにより位置説明)

事務局

番号14番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用

権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計5筆で合計面積は22,289㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は98,000円でございます。

(別冊資料28ページにより位置説明)

番号15番、利用権の設定をする者は、中湧別南町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は13,139㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は45,000円でございます。

(別冊資料29ページにより位置説明)

番号16番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計8筆で合計面積は45,876㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は137,000円でございます。

(別冊資料30ページにより位置説明)

続きまして議案書の16ページをご覧ください。番号17番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計6筆で合計面積は35,156㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は140,000円でございます。

(別冊資料31ページにより位置説明)

番号18番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利

事務局

用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内で面積は71,752㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は308,000円でございます。

(別冊資料32ページにより位置説明)

番号19番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は20,852㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は93,000円でございます。

(別冊資料33ページにより位置説明)

番号20番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内で面積は34,622㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は145,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

番号21番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計3筆で合計面積は23,374㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は93,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

番号22番、利用権の設定をする者は、帯広市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は14,321㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借で

事務局

あり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は60,000円でございます。

(別冊資料36ページにより位置説明)

番号23番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計4筆で合計面積は52,335㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は261,000円でございます。

(別冊資料37ページにより位置説明)

番号24番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計6筆で合計面積は73,381㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は293,000円でございます。

(別冊資料38ページにより位置説明)

番号25番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は3,332㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は14,000円でございます。

(別冊資料39ページにより位置説明)

続きまして議案書の17ページをご覧ください。番号26番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計7筆で合計面積は19,226㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は39,000円でございます。

事務局

(別冊資料40ページにより位置説明)

番号27番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計2筆で合計面積は60,921㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は263,000円でございます。

(別冊資料41・42ページにより位置説明)

番号28番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計9筆で合計面積は64,581㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は292,000円でございます。

(別冊資料43ページにより位置説明)

番号29番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●で面積は29,247㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は54,000円でございます。

(別冊資料44ページにより位置説明)

番号30番、利用権の設定をする者は、東芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計71筆で合計面積は375,096.28㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は2,250,000円でございます。

(別冊資料45ページにより位置説明)

続きまして議案書の19ページをご覧ください。番号31番、利用

事務局

権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計26筆で合計面積は88,352㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は242,000円でございます。
(別冊資料46ページにより位置説明)

番号32番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●で面積は1,938㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は7,000円でございます。
(別冊資料47ページにより位置説明)

続きまして議案書の20ページをご覧ください。番号33番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●の内外計12筆で合計面積は90,665.86㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は282,000円でございます。
(別冊資料48ページにより位置説明)

番号34番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●で面積は2,500㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は5,000円でございます。
(別冊資料49ページにより位置説明)

番号35番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計24筆で合計面積は91,332㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法

事務局	<p>律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年4月22日から令和9年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は418,000円でございます。</p> <p>(別冊資料50ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第4号の議案についての質疑を行います。先に●●ページ●●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決いたしました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第4号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 8、議案第 5 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書の 2 1 ページをご覧ください。議案第 5 号、令和 3 年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。令和 3 年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画についての点検・評価について審議を求めるものでございます。</p> <p>議案書の 2 2 ページをご覧ください。これは農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づいて、農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により 6 月 3 0 日までに公表することとされているものです。各ページの主なところを説明いたします。</p> <p>(2 2) ページ「農業委員会の状況」ですが、耕地面積や農家数などは、2 0 2 0 年農林業センサスに基づき記載しております。農業センサス調査につきましては 5 年ごと調査のため、2 0 2 5 年調査結果まで前年と同数となります。</p> <p>認定農業者数は 2 2 1 件で前年度から 7 人減少しております。基本構想水準到達者とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体 ② 農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体を示し、信部内の●●●●さんと東の●●●●さんの 2 件です。認定新規就農者は上芭露の●●●●さんと東芭露の●●●●さん、信部内の●●●●さんと計呂地の●●●●さんです。 <p>次に (2 3) ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、集積面積は毎年、町農政課に照会される調査の中で認定農業者・認定新規就農者等が所有・賃貸している面積です。</p> <p>次に (2 4) ページ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、令和 3 年度新規参入者は信部内の●●●●さんと計呂地の●●●●さんです。</p> <p>次に (2 5) ページ「遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、本町は遊休農地が存在しないため、解消に関する取り組みはありませんでした。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に（２６）ページ「違反転用への適正な対応」ですが、違反転用面積が無く指導実績はありませんでした。</p> <p>次に（２７）ページ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、農地法第３条に基づく許可は年間３件処理しました。</p> <p>また農地法第４条と第５条の農地転用に関する事務処理は年間８件処理しました。</p> <p>次に（２８）ページ「管内の農地所有適格法人」に関してですが、新規に南兵村三区の●●●●さん、札富美の●●●●さん、志撫子の●●●●さんの３法人が加わり、計３７法人となりました。</p> <p>次に（２９）ページ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」については、特に受けておりません。</p> <p>次に「事務の実施状況の公表等」についてですが、総会議事録と委員会の活動計画の点検・評価をホームページで公表しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから議案第５号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>（なしとの声）</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第５号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>（異議なしとの声）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第９、議案第６号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書の３０ページをご覧ください。議案第６号、令和４年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について。</p> <p>令和４年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求めるものでございます。</p> <p>議案書の３１ページをご覧ください。</p>

事務局	<p>こちら先ほど説明した「点検・評価」と同じく、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づいて、農業委員会運営の透明性を確保するため、農地等利用の最適化推進の状況や事務の実施状況等をインターネット等により6月30日までに公表することとされているものです。</p> <p>各ページの主なところを説明いたします。</p> <p>31ページ「農業委員会の状況」ですが、農家・農地等の概要について、2020年農林業センサスに基づき記載しております。</p> <p>次に32ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、現状の89%に対して、目標設定を90%としております。</p> <p>次に「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、今年度は1件が参入予定と記載してありますが、誤って令和5年度の参入予定者を記載しておりました。今年度の参入予定者はありません。</p> <p>次に33ページ「遊休農地に関する措置」及び「違反転用への適正な対応」では、引き続き事例が無いものとなりました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第6号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第6号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案の通り可決されました。</p> <p>本総会に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで令和4年第4回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 14時05分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員

